

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）（抄）

（内部組織）

第一条 内閣官房に、次の三室及び内閣サイバーセキュリティセンターを置く。

内閣総務官室

内閣広報室

内閣情報調査室

（内閣サイバーセキュリティセンター）

第四条の二 内閣サイバーセキュリティセンターにおいては、次の事務をつかさどる。

- 一 情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）に係る記録媒体をいう。）を通じて行われる行政各部の情報システムに対する不正な活動の監視及び分析に
関すること。

二 行政各部におけるサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百号

（第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下この項において同じ。）の確保に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある重大な事象の原因究明のための調査に關すること（内閣情報調査室においてつかさどるものを除く。）。

三 行政各部におけるサイバーセキュリティの確保に關し必要な助言、情報の提供その他の援助に關すること。

四 行政各部におけるサイバーセキュリティの確保に關し必要な監査に關すること。

五 前各号に掲げるもののほか、行政各部の施策に關するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に關する事務のうちサイバーセキュリティの確保に關するもの（国家安全保障局、内閣広報室及び内閣情報調査室においてつかさどるものを除く。）

2 内閣サイバーセキュリティセンターに、内閣サイバーセキュリティセンター長一人を置く。

3 内閣サイバーセキュリティセンター長は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、内閣サイバーセキュリティセンターの事務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官補の中から指名する者をもつて充てる。